

令和 9 年度高知県職員採用試験等申込システムの使用に関する契約
公募型プロポーザル募集要領

1 契約の概要

(1) 契約名

令和 9 年度高知県職員採用試験等申込システムの使用に関する契約

(2) 契約の目的

職員採用試験及び採用活動にかかる説明会等について、インターネットを通じた受験（参加）申込みを可能とすること

(3) 契約の対象

事業者が提供している採用試験等への申込み及び申込者の管理を行うシステム（データ管理アプリケーションソフト）の使用に関すること

(4) アプリケーションの要件

別添提案仕様書のとおり

(5) 契約期間

契約締結日～令和 10 年 3 月 31 日

2 見積限度額

3,586 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和 8 年度中（契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日）に概算払などの支払いはいません。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「令和 9 年度高知県職員採用試験等申込システムの使用に関する契約 公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、参加者ごとに別紙「審査表」を作成します。

(3) 各審査委員の審査表を集計し、最も高得点の者を契約候補者に決定します。

(4) 上記（3）において、合計点が最も高い者が同点で 2 人以上ある場合は、その者の中から見積額が安価な者から順に契約候補者と次点者を選定します。

(5) 上記（4）において、見積額が同額である場合には、審査委員の協議によりその者の中から契約候補者と次点者を選定します。

(6) 上記（3）から（5）までにかかわらず、総合得点が満点に対して 60%未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

(7) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外します。

- ア 参加資格を満たさないことが判明したとき
- イ 見積額が、見積限度額を超えるとき

5 公募参加資格要件

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること（又は、契約締結時までに当該名簿に登録されていること）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと

6 質疑と回答

令和 8 年 10 月 30 日（金）までに別紙様式 1 「質疑書」によりメール（saiyou230101@ken.pref.kochi.lg.jp）で受け付けます。その場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は高知県人事委員会事務局のホームページに掲載します。

7 参加申込

プロポーザルに参加したい企業は、別紙様式 2 「参加申込書」に資格要件の確認書類を添えて提出してください。

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参、郵送（簡易書留又は配達証明に限る。）又は電子メール

なお、電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認してください。

イ 提出部数

1 部

ウ 提出期限

令和 8 年 11 月 13 日（金）必着

エ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内 2 丁目 4-1 北庁舎 3 階

高知県人事委員会事務局 職員課 任用担当

電話 088-821-4641

メール saiyou230101@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県人事委員会事務局 職員課で、申込者から提出のあった参加申込

書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年11月18日（水）までに申込者に電子メールで通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、書面により、人事委員会事務局長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 人事委員会事務局長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

(1) 提出書類

ア A4判用紙、片面を1ページとして記述はできる限り専門用語を避け平易な表現を用いること。プレゼンテーションは1事業者あたり25分以内であること(参加申込みの状況によっては、プレゼンテーション時間を変更することがあります)を前提に、簡潔にまとめてください。

なお、提案書には最低限、次の事項を記載してください。

- ① 公募参加者の概要
当該サービス提供開始日 実例等
- ② アプリケーションに登載されている機能
- ③ アプリケーションの利用方法
受験者側、試験実施者側に分けて説明すること
- ④ 職員採用試験受付開始までに必要な作業内容及び作業時間
- ⑤ アプリケーションの運用の安定性確保のために講じている措置
- ⑥ アプリケーション利用に係るサポート体制
- ⑦ セキュリティ確保のために講じている措置
- ⑧ セキュリティ事案発生時の対応
- ⑨ 直近2年における県と同規模以上の地方公共団体の申込みに対する対応実績や他市町村と対応した実績

イ 見積書

見積限度額は3,586千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は配達証明に限る。）

(3) 提出部数

紙10部及び企画提案書のPDFデータを格納した記録媒体1部
記録媒体の種類はCD-R又はDVD-Rとします。

(4) 提出期限

令和8年12月1日(火) 必着

(5) 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内2丁目4-1 北庁舎3階
高知県人事委員会事務局 職員課 任用担当
電話 088-821-4641

9 審査

別途定める「令和9年度高知県職員採用試験等申込システムの使用に関する契約 公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

10 審査結果

審査結果は令和8年12月21日(月)(予定)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

【情報公開制度】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

11 日程

令和8年10月20日(火) 参加申込 募集開始

10月30日(金) 質疑書 受付締切

11月13日(金) 参加申込 募集締切

12月1日(火) 企画提案書 提出締切

12月17日(木) (予定) 審査委員会

12月21日(月) まで(予定) 審査結果通知

12 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は、返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る。)します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、原則開示します。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は別紙様式4に基づき行うものではなく、別紙様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

【情報公開制度】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

13 その他

- (1) 応募に係る費用は公募参加者の負担とします。
- (2) 応募は1事業者につき1提案とします。
- (3) 提案書提出後の書類差替えは、提出期限内であれば認めます。
- (4) 書類の不足、不備の補完、内容不明点の確認のため、追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。
- (6) 次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。
 - ア 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
 - ウ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - エ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
 - オ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

14 問合せ・提出先

高知県人事委員会事務局 職員課 任用担当 北川、伊藤

住所：〒780-0850 高知県高知市丸ノ内2丁目4-1 北庁舎3階

電話：088-821-4641（直通）

Email：saiyou230101@ken.pref.kochi.lg.jp